

令和7年度 京都市立仁和小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そしてまた「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものである。

については、教職員の「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義され、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 仁和小学校いじめ対策委員会

構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 学年主任 関係教員
スクールカウンセラー *緊急対応時は、この限りではない

役割

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」「いじめ防止対策委員会」「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

開催時期

- ・月1回最終週に定例会を実施する。
- ・必要に応じて随時開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

児童・保護者への周知方法

- ・朝会、学級指導で児童へ周知する。
- ・H P、学校便りで保護者へ周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・既習事項の掲示
- ・学習ルールの掲示
- ・教室内の教材の整理

授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点をおいた学習内容や学習形態の工夫
- ・わかりやすい板書
- ・I C Tの活用
- ・教科担任制や交換授業の推進

道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・参観懇談会等で道徳教育・人権教育について保護者と共に考える。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施

児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・12月の人権月間の際、人権をテーマに取り上げ、人権集会を行い、人権標語を作成
- ・たてわり活動の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・仁和小学校児童会でハロースマイル運動の実施
- ・各委員会がよりよい学校生活を送るための活動の計画・実施
- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

児童同士の絆づくり

- ・行事（入学式、卒業式、運動会、学習発表会、宿泊学習、大会的行事など）
- ・学級活動（学級目標の作成および振り返り、学級全員遊び）
- ・たてわり遊びの支援

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

児童に対する定期的な調査

○アンケートの実施

- ・学校評価アンケート、「にこにこアンケート」を利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・4～6年生については、「クラスマネジメントシート」を活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

○教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・保健室来室の様子を教職員全体で共有・交流する。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・生徒指導主任及び低学年、中学年、高学年それぞれの学年で対応。次に管理職に報告し、検証する。最後に全体に報告し、検証する。

(3) いじめが起ったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応及び対応

前 提 と な る 基 本 事 項

- | | |
|---|--|
| 『学校いじめ防止等基本方針』
□学校いじめ防止プログラムの策定
□教職員、児童、保護者、地域への周知
□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | 『いじめ対策委員会』
□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
□臨時の委員会開催時の手順確認・周知
□児童、保護者、地域への周知
□いじめの認知・解消の判断について確認 |
|---|--|

未然防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童が主体的に行う活動や
- ・児童同士の絆づくり
- ・児童体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

予 防

見逃しのない観察

手遅れのない対応

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくりず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- 重大事態に発展する可能性が認められる場合いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など、被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。

「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・担任及び全教職員協力のもと3か月は見守りを続けていく。
- ・保護者との懇談、連携を図る。
- ・個別に丁寧な聴き取りを実施し、個別及び全体に指導する。

(4) 教職員の資質能力の向上の取組

内容

- ・職員会議、生徒指導校内研修会、職員夕会にて研修、情報共有を行い、資質能力の向上を図る。

実施時期

- ・毎週2回程度の職夕及び「6年間計画」に記載の通り職員会議、生徒指導校内研修会を実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

保護者・地域への情報発信

- ・学校評価アンケートを定期的（年2回）に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

保護者・地域への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「仁和小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

保護者・地域との協同の取組

- ・学校運営協議会
- ・P T A主催行事
- ・見守り隊の方々による登校、下校の見守り

関係機関との連携

- ・仁和小学校P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「仁和小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発覚した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none">・職員会「学校いじめ防止基本方針の共有」「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラム P D C　Aサイクルの確認と共有」・いじめ対策委員会①「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・入学式・学級開き	<ul style="list-style-type: none">・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（4～6年）	<ul style="list-style-type: none">・授業参観・学級懇談会の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策委員会②「いじめ等、気になる児童の確認」・生徒指導校内研修会①「いじめ等、見守っていきたい児童の共有」	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す・朝会、学級指導でいじめ対策委員会を児童へ周知する。・1年生を迎える会 <p>【6年】修学旅行</p>		<ul style="list-style-type: none">・憲法月間を「学校だより」やH P、学校便りで保護者へ周知する。・授業参観
6	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策委員会③「クラスマネジメントシート・にこにこアンケートの実施に向けて」	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・道徳の学習の参観を実施・道徳推進月間・あいさつ強化月間・情報モラル教育月間 <p>【5年】花背山の家長期宿泊学習</p>		<ul style="list-style-type: none">・自由参観

	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート・にこにこアンケートの実施①(4~6年)、学年集約と共有 ・教育相談週間(個別面談)① 	・個人懇談会
7				
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C Aサイクル」 ・生徒指導校内夏季研修会 「4月~7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① P D C Aサイクル」 「クラスマネジメントシート・いじめアンケート・教育相談の結果の共有」 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 	総合育成支援月間		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ ・「早期発見・積極的認知の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・男女平等教育月間 ・道徳教育推進月間 ・人権標語の作成 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「クラスマネジメントシート・にこにこアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・美化強化月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・にこにこアンケートの実施②(1~6年)、学年集約と共有 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C Aサイクル」 「学校評価の実施に向けて」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権月間 ・人権集会 ・人権標語の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②(4~6年)、学年集約と共有 ・教育相談週間(個別面談)② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「クラスマネジメントシート・にこにこアンケートの結果の共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人教育月間 		・人権学習参観

2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「9月～1月いじめ事案の経過」 「学校評価の結果の共有」② ・生徒指導校内研修会（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品展 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・学級懇談会の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C Aサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C Aサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・感謝の会 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	